



Title	スウェーデンにおける離別後の養育理念と実践：子どもの権利と最善の利益を重視した取り組み
Author(s)	高橋, 美恵子
Citation	IDUN -北欧研究-. 2007, 17, p. 185-206
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/95575
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

スウェーデンにおける離別後の養育理念と実践

—子どもの権利と最善の利益を重視した取り組み—

高橋 美恵子

1. はじめに

国連で1989年11月20日に「子どもの権利に関する条約」(The Convention on the Rights of the Child—以下「子どもの権利条約」と称す)¹が採択されて以来、子どもの権利を重視し、「子どもの最善の利益」(第3条)を考慮する必要性が説かれている。²同条約によると、子どもがもつ権利は、「生きる権利(生存)」、「育つ権利(発達)」、「守られる権利(保護)」、「参加する権利(参加)」の4点に集約される(横堀 2004; cf. Socialstyrelsen 2006A)。将来を担うすべての子どもに、安心できる環境で生育する権利や虐待や搾取から保護される権利の保障を第一義と捉えているか否かという視角から、同条約を締結している世界各国の姿勢と実践が問われる時期がきている。

筆者はこれまで離別家庭の子どもの福祉と平等性の視点から、先駆的な政策を展開しているスウェーデンについての考察を進めてきた(Hobson & Takahashi 1997; Takahashi 2003; 高橋 1999, 2004, 2005)。同国は早くから子どもの福祉を重視するなか「子どもの最善」という概念を導入し、さまざまな取り組みを行ってきた。1990年に子どもの権利条約批准以降も、子どもの最善を実現するべく議論を重ね、法制度を改正している。そのなかでも注目すべき取り組みは、離別・離婚後の子どもの共同養育制度であるといえる。³子どもには生活状況にかかわらず両親との関係を維持することが必要であるとの理念に基づき、1998年に親子法(FB: Föräldrabalken)第6章を改正し、「養育・居所・面会」に関する規定を設け、離別後の共同養育の原則を強化した。両親が和解して合意に達することを目的の一つとした。しかし同法改正により、養育訴訟で一方の親が異議を唱えていても、裁判所は共同養育ならびに交替居住(詳細は次章)の判決を下すことが可能となった。この点において、国内で議論が高まり、たとえば家庭内で暴力が生じていた場合、暴力を行使した親が共同養育者になり得る恐れがあるとの反対意見も出た(cf. Barnombudsmannen 2005)。スウェーデンでは1979年に既に子どもに対する体罰を禁止している。親子法第6章第1条では、「子どもは養育、安全、良好な生育環境への権利をもち、個人として尊重され、体罰やその他の人的侵害を受けてはならない」と定めている。

共同養育理念の強化により起こり得る問題を懸念する声が高まる中、スウェーデン政府は2002年、「養育委員会」を設置した。1998年の規定改正後の適用方法ならびにそれが及ぼす影響についての調査を実施した上で議論を重ね、子どもの権利を最重視する目的から、2006年7月1日「新養育規定」を施行する運びとなった。

以上の議論をふまえ、本稿では、子どもの権利とその最善の利益を重視した法制度を構築してきたスウェーデンにおける子どもの養育理念と実践およびその背景について論じていく。養育理念のあり方と法制度の歴史的変遷を概観した上で、子どもの権利を視座においた養育問題をめぐる現状を考察したい。

2. 子どもの基本的ニーズと離別後の両親とのつながり

2.1. 子どもの基本的ニーズ

子どものニーズとはいかなるものか。それを子どもの最善という視点から捉えるとどうなるのか。スウェーデンのイエーテボリ地方裁判所首席判事で、養育委員会のメンバーであったマツ・シューステーン (Mats Sjösten) は、子どもの基本的ニーズを以下のように整理している。

子どもに必要なものは；

- ・養育と保護
- ・愛情を注いでくれる人間と自分が愛情を注ぐことができる人間
- ・安定して恒久的な両親との関係
- ・刺激を受けるといふニーズを満たされる環境で育つこと
- ・自分の行動を監視し忠告をしてくれる両親
- ・自分が必要とされている、また自己責任があると認識すること
- ・自分の状況に自らが影響を与えること
- ・成長後は両親への依存から自立すること
- ・両親が対立状態にあっても、いずれの両親ともつながりをもつこと

(Sjösten 2003:39)

上記から、子どものニーズを満たすために両親との関わりがいかに重要であるかということ、また両親の関係の如何にかかわらず親子の関係性を継続させることの重要性が明らかである。子どもの権利条約第9条は、「締結国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている子どもが定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維

持する権利を尊重する」とし、さらに同第 18 条は「締結国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う」としている（日本ユニセフ協会 HP）。スウェーデンでは、これらの理念を基礎として、子どもは実の親に養育される権利をもつものとし、離別後、両親の一方あるいは双方の新たなパートナー関係の如何にかかわらず、共同養育の原則を普遍化するに至ったのである。現在のスウェーデンでは特別な事情がない限り、離別後も共同養育形態をとることが原則とされている（Ryrstedt 2005）。

2.2. 養育をめぐる法制度と関連用語の概説

スウェーデンにおける子どもの権利と最善を守るための法規には、前述の親子法その他、社会福祉サービス法（SoL: Socialtjänstlagen）、若年者のケアに関する特別措置法（LVU: Lagen med särskilda bestämmelser om vård av unga）がある。これらの法規の担当行政機関は、各コミューン（地方自治体）の社会福祉サービス（Socialtjänsten）である。

離別後の子どもの養育方法の取り決めに関しては、①当事者（両親）同士で合意する、②行政が提供する協議の場にて合意する、③民事裁判にて決定される、の 3 つの方法がある。1991 年以降、すべてのコミューンの社会福祉サービスは、子どものいるカップルが離別する際、養育問題を取り決める協議の場を設ける義務を負うこととなった（Ryrstedt 2005）。各コミューンにおいてコミューン議員から構成される社会福祉委員会（Socialnämnden）は、社会福祉サービスにかかわるすべての業務を管轄する責任機関として設置されている。

今日、離別するカップルのうち約 90% は、養育の取り決めについて、上述の①あるいは②の方法で合意しているが、残りの約 10% は、民事訴訟を起こしている。民事地方裁判所で取り扱われた養育に関する訴訟の件数は 1990 年代に著しく増加し、1990 年には全国で 2996 件であったのが、2000 年には 5938 件に上っている。これは毎年およそ 6000 人の子どもが両親の裁判係争を経験することを意味する（Rejmer 2003）。

ここでは以下に、本稿で用いる養育に関連する法律用語と概念についての解説をしておきたい。

共同養育（Gemensam vårdnad）：両親双方が子どもの養育者で、子どもの法的後見人として責任を負う。子どもの日常の重要事項、たとえば転校、転居、パスポートの申請手続き等を両親共同で取り決める。法律婚カップルは、

同居中も離婚後も共同養育者であり続ける。非法律婚（サムボ）カップルにおいては、母親が自動的に単独養育者となるが、子どもの出生後、父親確定の義務を遂行する際、父親も共同養育者として申し出ることが一般的となっている。

単独養育 (Ensam vårdnad)：親の一方のみが子どもの後見人で、法的養育者である。もう一方の親は養育者の許可なく子どもの情報を、学校、社会福祉サービス、警察、病院等から入手することはできない。養育者が単独で子どもの日常の重要事項の決定権をもつ。単独養育者は、子どもに関する重要事項について、もう一方の親に相談する必要はない。社会福祉サービスは子どもに関して、養育者でない方の親にコンタクトを取る必要もない。

監護 (Förmynderskap)：子どもが 18 歳で成人するまでの財産を管理し、経済的な後見人となることを意味する。通常は子どもの養育者が監護者となる。しかしながら、養育者である親自身が未成年の場合、子どもの監護者になることはできない。

居所 (Boende)：税務庁に国民登録している子どもの住所のことで、その住所を同じくする親は「同居親 (Boförälder)」と称される。

面会 (Umgänge)：子どもが両親と面会交流する方法のことを指し、国民登録している住所が子どもと同一でない方の親は「面会親 (Umgångeförälder)」と称される。離別後も大多数の親が子どもの日常に関わるよう努力している今日のスウェーデンでは、「面会親」という用語は、あたかも面会の責任のみ果たし、それ以外の親としての責務を担っていないかのように捉えられるため、否定的な響きをもつ。

交替居住 (Växelvis boende)：子どもが、離別した両親の元を行き来して生活し、一方の親の元に、4 週間中最低 10 泊滞在する居住形態をいう。

(Emtestam och Svensson 2005: 11-12)

2.3. 離別後の両親との関係 — 養育・居所・面会の実態

今日、人々のライフスタイルは多様化し、子どものいる家族の形態も多様性を増しかつ流動化してきている。⁴ 2004 年の 1 年間で、親の離別を経験した子ども (0~17 歳) は、両親が法律婚をしていた者のうち 2.56%、両親がサムボ (非婚同居) の者では 4.94%であった (SCB 2005A)。別の統計によると、毎年約 5 万人の子どもが両親の離別を経験しているとされている (Socialstyrelsen 2003)。

18 歳未満の子どものいる家族の形態をみると、表 1 にあるように、両親とその実の子どもから成る伝統的核家族⁵ は 67.9%、両親のうちいずれか、

あるいは双方が前のパートナーとの間にできた子どもをもつ、ステップ・ファミリーは7.0%で、母子家庭は20.3%、父子家庭は4.6%であった。つまり、これら単親家族は未成年の子どものいる家族全体の4分の1を占めていることになる。

表1. 0～17歳の子どもがいる家族の形態 2004年 (%)

家族形態	合計 (実数)	
伝統的核家族	67.9	(736 019)
ステップ・ファミリー	7.0	(75 460)
母子家庭	20.3	(220 528)
父子家庭	4.6	(50 395)
その他の家族	0.2	(2 006)
合計	100	(1 084 408)

資料：Barn och deras familjer 2004, SCB 2005A: 13.

子どもと親との居住関係については表2で示す通りである。実の両親と同居している子どもの割合は、0～2歳では94%と高いが、16～18歳では61%となり、年齢が高くなるほど低下していることがわかる。子ども全体の約26%が両親の離別を経験しており、換言すれば、これらの子どもが本稿で取り上げる養育制度の対象者ということになる。

表2. 両親との居住関係—子どもの年齢別— 2003/2004年 (%)

	実の両親同居	実の両親は離別			合計 (実数)
		主に母親と暮らす	主に父親と暮らす	父母の元を交替居住	
0-2歳	94	6	0	1	100 (293 000)
3-6歳	82	13	2	4	100 (366 000)
7-9歳	74	18	1	6	100 (306 000)
10-12歳	68	21	3	8	100 (364 000)
13-15歳	66	23	4	7	100 (372 000)
16-18歳	61	27	8	5	100 (329 000)
0-18歳	74	18	3	5	100 (2 031 000)

資料：Barn och deras familjer 2004, SCB 2005A, Tabell 4.8.

2003～2004年に実の両親が離別した18歳以下の子どものうち、父母の元を行き来して生活する、交替居住の形態を採っているのは、男子で21%、女子では18%であった。その10年前から比較すると男子では16ポイント(1992～1993年では同割合5%)、女子では15ポイント(同3%)も増加しており(SCB 2005B)、交替居住の形態が離別後の子どもの居住のあり方としてスウェーデン社会に定着してきたことがわかる。

表3. 2004年に離別・離婚したカップルのうち2005年3月末時点での子ども(0～17歳)の法的養育者—両親同居時(2003年12月31日時点)の婚姻関係別— (%)

法的養育者	両親共同	母親単独	父親単独	合計(実数)
法律婚	96.2	3.4	0.3	100 (22 336)
サムボ(非婚同居)	90.4	9.3	0.3	100 (18 553)

資料：Barn och deras familjer 2004, SCB 2005A, Tabell 5.3a.

離別後の法的養育者については、表3に示した通り、両親の同居時の婚姻関係若若干の差はみられるものの、今や共同養育が普遍化されていることがわかる。2004年に離別・離婚したカップルで18歳未満の子どもがいた者のうち、法律婚をしていたカップルの96.2%、サムボであったカップルの90.4%という圧倒多数が離別後も両親共同で養育者となる取り決めを行なっている。

子どもの多くは両親が離別した後も、親双方とのつながりを維持しており、また面会交流の頻度も年々増している。表4にあるように、全体の9割近くが別居親との面会交流を行なっており、月に1回以上の頻度で面会交流している子どもは実に73%に達している。

表4. 別居している親との面会交流頻度 —同居親の回答— (%)

	1992/1993	2000/2001
両親の元を行き来して生活	4	17
週に少なくとも1回は会う	22	23
月に少なくとも1回は会う	33	33
月に1回未満	20	15
交流は全くなし	9	4
親は不明	7	5
回答不明	4	3
全体	100	100

資料：Barnens tid med föräldrarna, SCB 2004, Tabell 1.5.

3. 養育理念と子どもをめぐる法制度の変遷

今日のスウェーデンでは、子どもの最善を大前提として、子どもの権利を保護しニーズを満たす養育措置を取るべきと考えられている。前述のように、両親がたとえ離別しても、子どもの養育はあくまで共同で行なうべきものと定められている。本章では、共同養育制度が普遍化されるに至った背景とそのプロセスを理解するため、スウェーデンの法制度における養育理念（ロジック）の歴史の変遷を追う。子どもの出自による法的位置づけの変遷についても併せてみていきたい。⁶

3.1. 1900年代以前 — 家父長制と1734年の婚姻法

遥か昔、キリスト教文化が確立される前のスウェーデンでは、家族における父親の権力は絶大なものであり、必要でないとする嬰兒を荒野に放置し死なせてしまう権利さえ保持するとみなされていた。子どもを家族の一員として認めるか否かの権限は父親に委ねられていた。1200年代以降はキリスト教の影響を受けた法律が適用されるようになり、上述のような父親の権限は制限された。

中世の国法 (Landslag) の中には、1350年代に制定されたマグヌス・エーリックソン王国法 (Magnus Erikssons landslag) や1442年に制定されたクリストフェル王国法 (Kristoffers landslag) のように、子どもの扶養に関する規定を明文化しているものがある。これらの法律によると、子どもが3歳に達するまでは母親が、3歳から7歳までは父親が、そして7歳以降は両親が共同で扶養責任を負うものとなっていた。父親不明の母子家庭の子どもは、母親が単独で扶養者となった。非嫡出子のもつ権利は嫡出子とは区別されており、出自による法的差別の撤廃は、その後数百年の時を経た1970年まで待つこととなる。父親の扶養責任についても子どもの出自により違いがあった。

1600年代、婚外子への処遇をめぐる教会のもつ影響は絶大なもので、婚姻外の性的関係は神の戒律を破ることを意味し、婚外子は両親の犯した罪を引き継ぐものと考えられた。1667年の国王の書簡 (KBr 5 febr.1697) が、非嫡出子の扶養問題に初めて言及している。そこでは、すべての非嫡出子の扶養責任は母親だけでなく父親にもあると規定されていたが、1700年代に入っても、婚外子に対する処遇は引き続き劣悪なものであった。国王グスタヴ3世が、婚外子を出産した母親に自分の素性を明かさなくてもよい権利を与える「母親不明 (okänd mor)」制度を導入したことにより、嬰兒殺しの件数は減少したが、婚外子の置かれている状況の改善にはつながらなかった。

1734年に成立した婚姻法は、嫡出子・非嫡出にかかわらず、父親に子ども

の監護者となる権利を与えた。父親が死亡した場合、母親は25歳以上であれば、父方の親族や後見人の庇護のもと、子どもの監護者となることができるようになった。しかし寡婦である母親が再婚する場合は、子どもの監護権は剥奪された（婚姻法第9章第1条）。当時の婚姻法は、離婚後の子どもの扶養関係についても規定している。離婚の原因が父親側にある場合、母親は離婚後も子どもを身近におく権利がある。離婚原因が双方にある場合、子どもにとってより適切とみなされる親が子どもの扶養者となるが、両親とも同等に適切である場合、父親を扶養者と定めた。

3.2. 1900年代前半 — 子どもの最善の視点の導入と福祉国家の誕生

1900年代に入りようやく離婚後の扶養規定は改正され（1903年）、両親が扶養者として同等に適切である場合は、子どもの年齢や性別を考慮した上で、裁判所が扶養者を決定することとなった。寡婦となった母親も、子どもの父方の親族や後見人の庇護のもと監護者となることができるようになった。

1916年に施行された婚姻法（第6章第23条）では、世界に先駆けて「子どもの最善」という概念が導入された。⁷ 離婚申し立ての際、裁判所は、子どもの扶養を両親のうちいずれかに命じること、および扶養者とならなかった親と子どもとの面会についての取り決めを行なうべきとした。同法では、両親が扶養の取り決めについて合意しており、それが「子どもの最善」に明らかに反するものでなければ、裁判所は当事者の合意に沿った決定を下すものとした。しかし、両親が扶養について合意できない場合、「子どもの最善を最大限に考慮して」裁判所が決定を下すものとした。ここで「子どもの最善」が明確に表現されている。また同法によると、扶養者となった親が自動的に子どもの監護者ともなった。当時、非嫡出子ならびに離別後の子どもの共同養育の原則はまだ導入されておらず、非嫡出子の扶養者はまず母親であり、母親の意に反して父親が扶養者となることはできなかった。

1917年に成立し1918年に施行された婚外子に関する法律で、嫡出子・非嫡出子（äktä barn/öäktä barn）という用語の代わりに、婚内子・婚外子（inom-äktenskapliga barn/utomäktenskapliga barn）という用語が使われることとなる。さらに1920年に成立、翌年施行された婚内子に関する法律に伴い、初めて「養育（vårdnad）」という用語が導入された。子どもが良好な環境で成育するための親の責任を強調し、親は子どもが必要とするケアを担う義務を負うという考え方の第一歩となった。さらに、同法では離婚後の面会に関する取り決めに言及し（第12条）、養育者でない父親あるいは母親の子どもと面会する機会を奪ってはならないと定めた。

子どもの監護者は長く父親単独のもので(1734年の婚姻法第20章第1節に基づき)、母親は離婚後、たとえ監護者となっても、再婚する場合はその権利を剥奪されていた。現在では男女平等先進国として知られるスウェーデンであるが、婚姻関係において、長い間、妻は夫に従属するものとみなされていた。1921年施行の新婚姻法で、妻は夫に従属するものでなくなり、また母親はたとえ再婚しても、実子の監護者であり続けられるようになった。同じ時期(1922年)、児童保護法が制定されたことにより、里親ケアの管理システムが整備され、劣悪な状況で暮らす子どもの養育に関する規定が設けられ、監護者としての親への行政からの忠告が行なわれるようになった。

1930年代は福祉制度の基礎が築かれた時代である。当時の母子世帯の子どもたちを貧困から救うべく、別居の父親が本来支払うべき養育費を国が立て替えて支給する「養育費立替制度」を1937年に導入した。

3.3. 1950年～1998年 — 親子法の誕生から共同養育の普遍化

婚外子および婚内子に関する法律、ならびに子どもの監護に関する法律は、1950年施行の「親子法」に統合された。その後、1970年代以降、スウェーデンの家族法は、子どもの権利を保障すべく、改正を重ねてきた。まず1973年、離婚への責任の所在の有無が養育者の取り決めに影響してはならないとし、また法律婚をしていない父親が養育者となる権利を強化した。⁸

1976年には、婚外子・婚内子という法的概念を撤廃し、子どものもつ権利は相続権を含めすべて同等のものとなった。同年、法律婚をしていない両親、ならびに離別・離婚した両親は、裁判所の審査を経て、共同養育者となることができるようになった。

1980年代に入り、スウェーデンの社会福祉制度は成熟期を迎え、1982年、社会福祉サービス法(SoL)、ならびに若年者のケアに関する特別措置法(LVU)を施行し、管轄機関である社会福祉委員会の責任を強化した。1983年、主に子どもの権利を保護し強化する目的で、養育と面会に関する規定を改正し、両親は離婚後、裁判所の審査なしで、共同養育者となることができるようになった。

また法律婚をしていない父親が共同養育者となるための手続きが簡略化された。それまで面会とは、養育者となっていない親の権利であると解釈されていたが、この頃より、養育者としての親ができる限り考慮すべき「子どものニーズ」であるとみなされるようになった。

1970年半ば以降、養育に関して展開された法制度は、実際の社会情勢を先取りしていたともいえる。社会のニーズに沿って法律が制定されたというよ

りは、むしろ、法律自体が進むべき道を示したのである。子どもをもつ者は、離別後の養育をめぐる対立を自力で解決できるだけの優れた親となるべきであると考えられた (Schiratzki 2000)。

1991年、養育と面会の裁判において、子どもには両親と近しく良好なコンタクトをもつニーズがあること、また裁判所は子どもの最善を考慮して決定を下すべきであると定められた。しかしそれにより、養育者である親（同居親）は、面会親（別居親）との接触が子どもを傷つける恐れがあったとしても、面会に協力する義務を負うと解釈されてしまう危険性を孕んでいた。

1993年、上述のリスクを払拭するため、面会の取り決めの際し、子どもへの虐待、拉致、監禁、その他の危険性がないかどうかを裁判所が判断するものとした。1994年には、子どもの危険を防止するために、養育者の子どもへの監督責任がより強化され具体化された。さらに1996年、養育および面会に関する裁判において、子どもの権利を考慮するための規定が設けられた。

1998年10月1日の親子法新規定（第6章）の「養育・居所・面会」に関するすべての取り決めにおいて、子どもの最善が重視されるべきと明文化された。当該事項の取り決めについて両親が合意に達している場合、社会福祉委員会の承認があれば、裁判所の審査を経ずとも、当事者同士で契約を交わすことができるようになった。このような契約は裁判所の決定に準ずるものと位置づけられた。同規定により、裁判所は、両親のいずれか一方が異を唱えていても、共同養育の決定を下すことが可能となった。両親が共同養育者となっている場合、裁判所は、子どもと親との居住の仕方（交替居住など）、および面会方法について、決定を下すこととなった。さらに、子どもは別居親と面会する権利をもつことが明文化された。

4. 養育・居所・面会をめぐる2002年養育委員会の議論

4.1. 2002年養育委員会の議論

1998年の法改正の背景には、近年のスウェーデンでは両親が離別後も共同養育者となることが、ほぼ当然視されてきた風潮がある (Schiratzki 2000)。同法により、裁判所への負担を軽減し、両親間の対話と和解した上での合意形成が理想として掲げられた（親子法第6章第18条）。

政府は1998年に導入された養育に関する新規定が社会福祉委員会でいかに適用されているかを判断し、1996年の子どもの権利の重視に基づく規定改正を評価すること、ならびに親子法第21章で規定された執行状況はいかなるものかを検証する目的で、2002年10月、国会に議席をもつ各政党より選出された13名の委員に、社会省、財務省、法務省、社会福祉庁等、関係諸機関の専

門家をアドバイザーとして加えた「2002年養育委員会」を設置した。同委員会は主に、子どもが自分の意見を表明する権利がいかに適用されているか、また家庭内で暴力やその他の人権侵害が生じている、あるいはその疑いがある場合、共同養育と居所の取り決めがどのようになされているかについて検証した。家族問題担当のケースワーカー、弁護士、および地方裁判所（民事裁判所）とレーン裁判所（行政裁判所）の裁判官への聞き取りを踏まえた考察の結果と委員会の政府への提案は、2005年6月、全2巻、計880頁におよぶ調査報告書「養育・居所・面会。子どもの最善、親の責任（Vårdnad – Boende – Umgänge. Barnets bästa, föräldrars ansvar）」にて行なわれた（SOU 2005）。同報告を受け、政府は2006年3月16日に法案を提出し、国会での審議を経て、同年7月の法改正へと至ったのである（Prop.2005/06:99, Lagutskottets betänkande 2005/06:LU27）。

養育委員会以外の機関も当該問題に関する独自の調査報告を行なったことで、今回の改正に少なからず影響を及ぼしたといえる。社会福祉庁は社会サービス法で取り扱う領域を中心に、1999年から2002年に行なわれた養育・居所・面会に関する訴訟の判決を考察した結果を2004年に報告書として刊行し、上述の養育委員会の報告書の刊行直後である2005年8月25日付けでも法務省に対する提言を行なった（Socialstyrelsen 2005）。

子どもオンブツマンは、DVの問題と子どもの安全という視点から、1998年の養育規定の見直しを求める報告書を、養育委員会に先駆けて発表した。子どもオンブツマンは、家庭内で暴力が生じていた場合、裁判所は将来的なリスクを判断した上で、子どもの安全を考慮し、共同養育ではなく単独養育を考慮すべきと訴えている。暴力の被害者が親のいずれかで、子どもは直接被害を受けていないとしても、子どもの安全は親の安全が確保できた上で成り立つものと考えるからである。暴力が生じていたケースでは、面会の取り決めにおいても、子どもの安全が保障される場合のみ認めるとすべきで、何らかの危険性がある場合は、少なくとも第3者であるコンタクト・パーソンの同行を義務付けるべきとした（Barnombudsmannen 2005）。

4.2. 新養育規定 — 2006年7月1日施行

前述のプロセスを経て、政府は、親子法第6章の「子どもの養育・居所・面会」、ならびに親子法第21章、社会福祉サービス令（SoF: Socialtjänstförfordning）第6章、裁判法第42章の規定の一部を改正した新規定を2006年7月1日より施行した。なかでも子どもの最善をめぐる特筆すべき改正内容は、親子法における以下の5点であると思われる；①養育・面会・居所の取

り決めを行なう際、何よりも子どもの最善を最優先させることをより明確化した（親子法第6章第2条第1項）、②将来的に子どもが危険に晒されるリスクを慎重に判断する（同第6章第2a条第2項）、③子どもの意見や希望を聞き入れる際、子ども自身の成長に応じて（改正前は12歳以上と限定）配慮する（同第21章第5条）、④両親が養育に関して協力関係を維持できない場合、共同養育の決定を見合わせる（同第6章第5条第2項）、⑤面会は親子が直接に対面する以外の方法、例えば手紙や電話などを通じても行なうことができるようにする（同第6章第15条第1項）。

ストックホルム大学法学部教授のヨハンナ・シラツキー（Johanna Schiratzki）は、今回の改正について、子どもの視角から子どもの考えを理解しようとする点は意義があり、リスクの視点を強化し、共同養育は子どもにとって最善であると認識した上で両親が協力関係を維持することの重要性を強調している点が評価できると指摘している（Schiratzki utkommande）。

以下、同節では、今回改正された内容を社会福祉庁が発表した「新養育規定要領」（Socialstyrelsen 2006B）に依拠して概観する（cf. SFS 2006:458）。同要領は新規定施行に向けて、社会福祉庁が、社会福祉委員会やレーン執行委員会等、養育問題を担当する関係諸機関を対象に刊行したものである。改正箇所については、下線で示すこととする。

「子どもの視点の明確化 Prop. 2005/06: 99 s. 38-40, 85」

【親子法第6章第2条第1項】養育・居所・面会に関するすべての決定において、子どもの最善を第一義とする。

「子どもが危険に晒されるリスク Prop.2005/06: 99 s. 41-44, 85」

【親子法第6章第2a条第2項】子どもにとって何が最善であるかを判断する際、次のことに配慮すべきとする。

一子ども、あるいは家族の一員が家庭内で虐待されていたかどうか、子どもが違法に拉致あるいは監禁されたり、何らかの危険に晒されているかどうか。

一両親双方との近しく良好なコンタクトをもつという子どものニーズ。

「子どもが意見表明をする権利 Prop. 2005/06: 99 s. 44-48」

【親子法第6章第2条第3項】子どもの年齢と成長を考慮した上で子どもの希望に配慮する。

【親子法第6章第19条第4項】調査を遂行するものは、それが不適切でない

場合、子どもの意見を確認し、そのことを裁判所に報告し、解決策についての提案を提出する。

【親子法第6章第20条】養育・居所・面会に関する裁判あるいは取り決めにおいて、裁判所は、それが必要な場合、裁判が終結する前、あるいは社会福祉委員会の承認を得た契約が交わされる前に、暫定的な取り決めを行なうことが可能である。決定が下される前に、被申立人は意見表明を行なうことができる。裁判所は当該情報を社会福祉委員会から入手することができる。その際、社会福祉委員会は、それが適切である場合、情報提供する前に、両親と子どもの意見を確認する。

「共同養育 Prop. 2005/06: 99 s. 49-53, 87」

【親子法第6章第5条第2項】養育についての判断で、それを両親共同のものとするか、親のいずれかに委ねるかについては、裁判所はとりわけ両親が子どもに関して協力し合うことができるがどうかを考慮すべきである。裁判所は、両親双方が異を唱える場合、共同養育の決定を下してはならない。

「面会 Prop. 2005/06: 99 s. 54-5, 88-90」

【親子法第6章第15条第1項】子どもは同居していない親と面会する権利をもつ。面会は、子どもと親が直接会う、あるいはその他の手段で遂行することができる。

【親子法第6章第15条a第1項】一方の親の子どもとの面会を希望する申し立てに対し、裁判所は、その親子の面会に関する決定を下すものとする。同様な申し立てを、社会福祉委員会が行なうことも可能である。

【社会福祉サービス令第5章第2項】社会福祉委員会は、子どもの養育、面会、あるいは監護に関して何らかの措置を取ることが必要であると察知した場合、関係地区の裁判所に事情報告または申請を行なうものとする。子どもに法的代理人が必要な場合も、社会福祉委員会は同様に対処する。

【親子法第6章第15条第2項】社会福祉委員会の申し立てに対し、裁判所は子どもと親以外の者との面会に関して決定を下すものとする。そのような申し立てを判断する際、社会福祉委員会は、祖父母やその他の近親者との面会が子どものニーズであるかどうかを特に考慮する。

「裁判所と社会福祉委員会の決定材料 Prop. 2005/06: 99 s. 58-61, 92」

【親子法第6章第19条第4項】前述の通り

【親子法第6章第19条第5項】社会福祉委員会は、養育調査において重要である情報の提供を別の社会福祉委員会から要請された場合、情報保護法（1980：100）7章第4条第1項に制約されることなく、情報提供を行なう義務を負う。

「裁判プロセス Prop. 2005/06: 99 s. 62-69, 90-91, 104」

【裁判法42章第6条第1－2項】訴追が請求されれば、裁判への準備作業を行なう。準備作業は事実を解明することを目的とする。

【裁判法42章第17条第1項】裁判所は、裁判の性質とその他の状況を考慮して適切であるならば、当事者双方が和解するか、それ以外の方法で協動的合意に達するよう努める。

【親子法第6章第18a条】裁判所は、両親が子どもの最善を満たす協動的合意に達することができるよう、仲裁人を任命することが可能である。裁判所は仲裁人に対して、遵守すべき指針を与えることができる。

仲裁人は裁判所が取り決めた期間に必要とされる報告書を提出するものとする。その期間は4週間を超えて設定されてはならない。しかしながら裁判所は、協動的合意に達する前提があれば、その期間を延長することができる。

仲裁人は、任務に費やした時間、費用に対する補償を受ける権利をもつ。裁判所がその補償額を決める。補償は国が支払う。

「執行状況 Prop. 2005/06: 99 s. 78-83, 94-103」

【親子法21章第1条第1項】執行の際、子どもの最善が第一義となる。子どもの年齢と成長度に配慮した上で子どもの希望を考慮する。

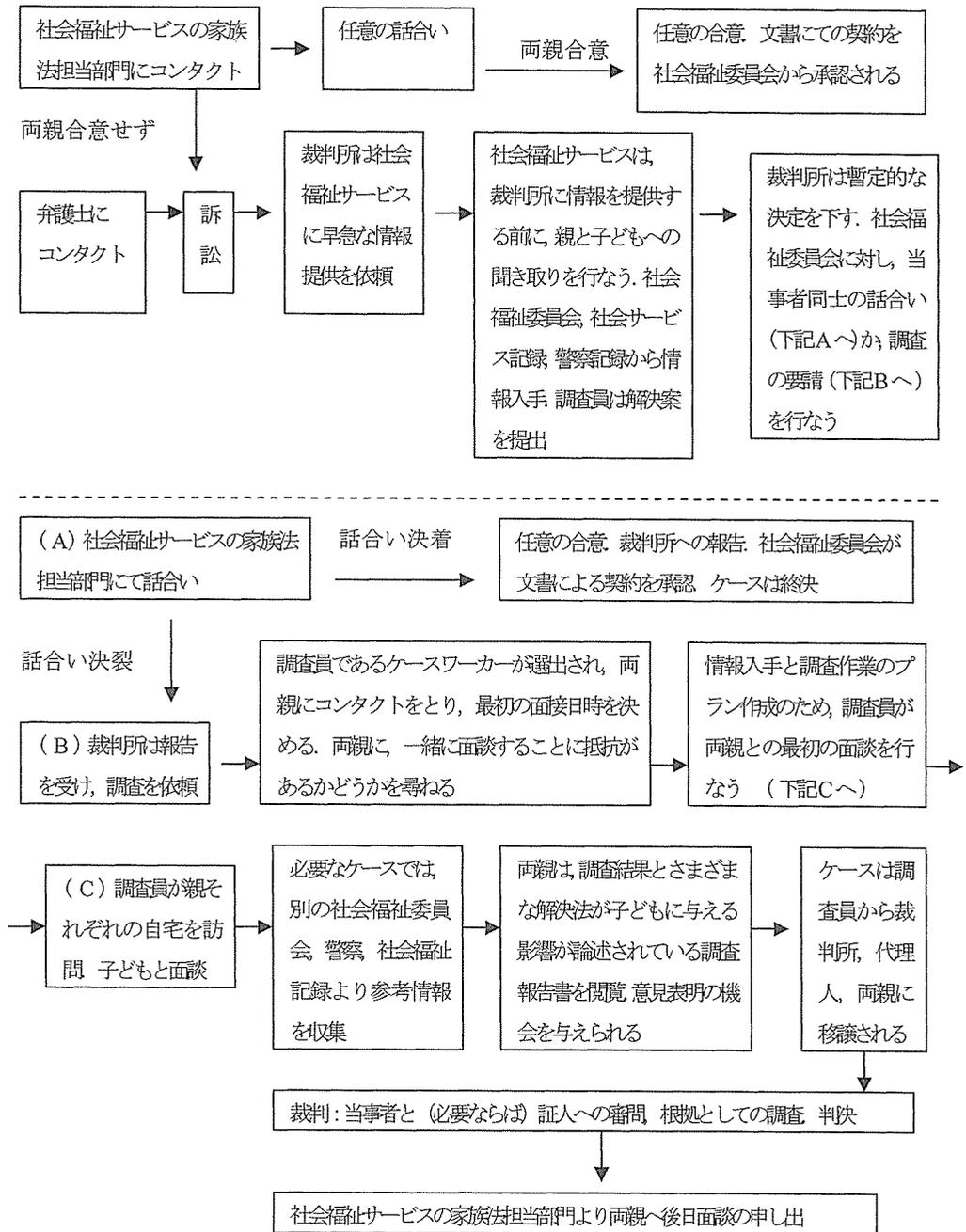
【親子法21章第5条】子どもが本人の希望に配慮すべき年齢と成長度に達している場合、裁判所は、子どもの最善を考慮して必要とみなさない限りは、子どもの希望に反した執行を行なってはならない。

【親子法21章第4条第3項】裁判所は、面会に関する判決あるいは取り決めを行なった際、面会の行使についての実務的取り決めを、面会を行なうために必要とされる場合、修正あるいは変更することができる。

【親子法21章第6条】裁判所は、執行内容が明らかに子どもの最善に反するものであれば、執行を中止することができる。

上記の新規定を盛り込んだ養育・居所・面会の取り決めに関する法的プロセスを、各関係諸機関の職務遂行の流れとして表すと図1のようになる。

図1 行政・司法を介して養育問題を取り決める際のプロセス



出所：Socialstyrelsen 2003. Bilaga 3 をもとに、2006年7月の新規定を考慮して作成

5. おわりに

本稿では、子どもの養育問題に関するスウェーデンの法制度のあり方および実践について、子どもの権利の視点から論じてきた。子どもの福祉に関して「子どもの最善」という概念をいち早く導入したスウェーデンは、養育の領域においても、一つのモデルを提示してきたといえる。スウェーデンの法的プロセスでは、子どもはかつて保護される対象 (object) として位置づけられていたが、今日では自分の意見を表明し、社会に参画する主体 (subject) であるとみなされている (Singer 2003)。

スウェーデンの取り組みを日本に居る我々はどうのような視座から捉えることができるのであろうか。我が国では離婚後は単独親権のみ認められており、親権を得た者の約8割が母親である (厚生省 1998)。世帯間の経済格差の広がりや叫ばれる中、母子世帯の経済状況も悪化する一方である。離別後の子どもの養育責任を両親共同のものとして普遍化することは、子どもの生育環境の社会的かつ経済的安定という意味からも重要だと思われる。何よりも、実の両親とのつながりを持ち続けることは子どもの権利でありニーズであることを軽視してはならない。

スウェーデンで2006年7月1日に施行された新養育規定が、今後いかに実践されていくのか、また子どもの最善の利益の判断基準をどのように体系化していくのかが見守られるところである。両親が和解して合意に達するためには、司法と行政の連携システムの整備が益々重要となってくる。しかしながら、スウェーデンにおいても深刻な問題を抱える家族が存在することは否めない。そのためにも子どもへのリスクの判断方法について、個別的事例を通して検証していくことが求められる。今後は、DVや児童虐待を含む、機能不全家族のコンテクストからみた養育問題と養育支援制度へと視野を広げ、子どもの権利と最善の利益の視点から考察を進めていきたい。⁹

スウェーデンの社会思想家であり、女性運動について多くの著書を残したエレン・ケイ (Ellen Key) は、20世紀の幕開けを目前に控えた1900年、『子どもの世紀 (Barnets århundrade)』と題する著作を発表した。それから100年余の時を経て、同国では子どもを主軸に置いた諸政策を導入すべく、さらなる議論が進められている。スウェーデンで推進されてきた子どもの権利思想が世界中に波及し、21世紀こそ真の子どもの世紀となることを願ってやまない。

注

1. "child" を表す日本語として、これまで長く「児童」が使用されてきたが、法律による年齢区分が一律でなかったため、すべての18歳未満の子の権利が実現されるよう福祉関係者が「子ども」という表現を用いるようになり、法律用語としても使用され始めている（横堀 2004）。本稿でも引用箇所以外は主に「子ども」と表現する。
2. 全文は以下の通り；「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設，裁判所，行政当局又は立法機関のいずれによって行なわれるものであっても，児童の最善の利益が主として考慮されるものとする」。
3. 本稿では、スウェーデン語の "vårdnad" を原語に忠実に訳した「養育」を「養育権」の代わりに使用する。「居所 (boende)」, 「面会 (umgänge)」にも敢えて「権」は付さない。「権利」とすると、子どもの権利というよりは、むしろ親の権利であると解釈される傾向が強くなるためである。尚、"vårdnad" は本来、養育を意味する "omvårdnad" の短縮形で、親の権力・権威という意味合いを回避する目的で用いられたとされている。
4. 今日のスウェーデンでは、カップルのうちおよそ半数が最終的には離別・離婚に至るといわれている。しかし、だからといってスウェーデン人が子どもの将来を全く考慮せず、簡単に離婚に踏み切っているという訳ではない。その議論については拙論（1999, 2003, 2004, 2005）を参照のこと。
5. カップル・ファミリーを親子の血縁関係で区別するため、スウェーデン統計局は、"traditionell kärnfamilj"（伝統的核家族）と "ombildad familj"（再形成家族：本稿ではステップ・ファミリーと称す）と表現している。
6. 本節で論じる法律の変遷に関しては、主に Mats Sjösten (2003) ならびに Göran Ewerlöf m fl (2004) に依拠している。
7. 養育をめぐる「子どもの最善」という概念を採り入れたことにおいて、スウェーデンは先駆的であったといっても過言ではない。この点については、ストックホルム大学法学部教授ヨハンナ・シラツキー (Johanna Schiratzki) も言及している（2006年9月20日、筆者が現地で行なった面談にて）。
8. 同法制定以前は、父親が養育者となれるのは、母親が養育者として不適格とみなされた場合のみであった。また1973年の親子法では、もはや婚外子を特別視する必要はないという考えから、1917年にすべての婚外子を対象に導入された児童養育員 (Barnavårdsman) 制度は廃止された。
9. 本研究は、平成18年～20年度の科学研究費補助金（基盤研究 (B) 海外学術調査）の助成を受けた研究プロジェクト『スウェーデンの親権と養育支援体制—子どもの最善の利益からみた事例分析』（代表者：追手門学院大学教授善積京子）の一環を成すものである。本稿の執筆に伴い、貴重なご意見を頂戴した善積京子氏、ならびに Johanna Schiratzki 氏に感謝の意を表したい。

Vårdnadsregler efter föräldraseparation och deras utveckling i Sverige

— Utifrån perspektivet barnets rätt och barnets bästa —

Mieko Takahashi

Sammanfattning

FN:s barnkonvention om barnets rättigheter, den s.k. barnkonventionen, som infördes den 20 november 1989, slår fast att barnets bästa skall komma i främsta rummet vid alla åtgärder som rör barnet (artikel 3). Barnkonventionen bygger på fyra principer; rätt att växa upp under trygga förhållanden, rätt att utvecklas, rätt att skyddas mot övergrepp och utnyttjande samt rätt att säga sin mening och få den respekterad (Yokobori 2004, Sosialstyrelsen 2006A).

Jag har i min tidigare forskning studerat levnadsförhållanden för barn till separerade mödrar i Sverige (Hobson & Takahashi 1997; Takahashi 2003, 2004, 2005). Utifrån barnets behov och rättigheter i frågor om vårdnad kan det sägas att Sverige har varit föregångare. Begreppet ”barnets bästa” började användas redan 1916 i samband med ändringen i äktenskapsbalken (6 kap. 23§). Så småningom har barnets rätt att komma i kontakt med särlevande föräldrar främjats i lagstiftningen.

Numera anses gemensam vårdnad även efter föräldraseparation vara norm i Sverige (Ryrstedt 2005).

Mitt främsta syfte i denna uppsats har varit att följa utvecklingen av vårdnadsregler i Sverige utifrån perspektivet av barnets rätt och barnets bästa samt att studera och kartlägga nya vårdnadsregler som trädde i kraft den 1 juli 2006 och rättsliga processer i samband med dessa.

År 2002 tillsatte regeringen en vårdnadskommitté för att först och främst utvärdera 1998 års reform avseende vårdnad, boende och umgänge samt 1996 års reform om barnets rätt att komma till tals. 1998 års reform möjliggjorde för domstolar att besluta om gemensam vårdnad och växelvist boende mot en förälders vilja. Detta uppfattades delvis som ett hot mot barnets välbefinnande och trygghet i situationer där det misstänktes våld eller övergrepp mot barn eller andra medlemmar i familjen. Kritiken växte mot regelverket och socialnämndernas hantering av vårdnadsfrågorna.

2002 års vårdnadskommitté överlämnade förslaget till regeringen i juni 2005, vilket har resulterat i nya vårdnadsregler 2006 (SOU 2005:43, Prop. 2005/06:99, Lagutskottets betänkande 2005/06:LU27, SFS 2006:458). De väsentliga ändringar

som bör nämnas här är införande av ett tydligare barnperspektiv i alla beslut om vårdnad, boende och umgänge, en ökad betoning av risken för att barnet kan komma att fara illa p g a våld mot barn eller någon annan i familjen, en ökad betoning av vikten avseende föräldrars förmåga att samarbeta för att de skall kunna ha gemensam vårdnad, avskaffande av tolvårsgränsen i verkställighetsmål i syfte att yngre barn skall få komma till tals samt införande av en annan sorts umgänge med särlevande föräldrar, t ex kontakt via brev eller telefon (Socialstyrelsen 2006, cf. Schiratzki utkommande).

Genomgående kan konstateras att barnets rätt och barnets bästa i frågor om vårdnad, boende och umgänge beaktas i större utsträckning än tidigare i Sverige. Men det är viktigt att följa och värdera utvecklingen den närmaste tiden samt att mer specificera och tydliggöra i detalj begreppet barnets bästa i vårdnadsfrågor för olika tänkbara situationer.

参 考 文 献

- Emstestam, Gösta och Agnetha Svensson. 2005. *Vårdnads-, boende- och umgängesutredningar. Att handlägga och skriva utredningar enligt S-modellen*. Stockholm: Norstedts Juridik.
- Ewerlöf, Göran. m fl. 2004. *Barnets bästa. Om föräldrars och samhällets ansvar*. Femte upplagan. Stockholm: Norstedts Juridik.
- Hobson, Barbara & Mieko Takahashi. 1997. "The Parent –Worker Model: Lone Mothers in Sweden", Lewis, Jane. (ed.) *Lone Mothers in European Welfare Regimes. Shifting Policy Logics*, 121-139. London: Jessica Kingsley Publishers.
- Rejmer, Annika. 2003. *Vårdnadstvister. En rättssociologisk studie av tingsrätts funktion vid handläggning av vårdnadskonflikter med utgångspunkt från barnets bästa*. Lund Studies in Sociology of Law 16. Lund: Lund University.
- Ryrstedt, Eva. 2005. "Barnets rätt att komma till tals i frågor om vårdnad, boende eller umgänge", *Juridisk Tidskrift*. Årgång 17. Nr. 2, 303-348. Stockholm: Stockholms universitet.
- SCB 2004. *Barnens tid med föräldrarna*. Demografiska rapporter 2004:1. Stockholm: Statistiska centralbyrån.
- Schiratzki, Johanna. 2000. "Custody of Children in Sweden. Recent Developments", *Scandinavian Studies in Law*, 255-262. Stockholm: Stockholm Institute for Scandinavian Law.
- . 2005. "Litigation in the Shadow of Mediation: Supporting Children in Sweden", Maclean, Mavis. (ed.). *Family Law and Family Values*, 123-135. The Oñati International Institute for the Sociology of Law. Oxford: Hart Publishing.
- . (utkommande). "Nya regler om vårdnad m.m.", *Ny Juridik*. Stockholm: VJS.
- Singer, Anna. 2001. "Uppväxt, familjeformer och barns bästa", Ingrid Söderlind (red.). *Framtidens föräldraskap*, 157-169. Stockholm: Institutet för framtidsstudier.
- Sjösten, Mats. 2003. *Vårdnad, boende och umgänge*. Andra upplagan. Stockholm: Norstedts Juridik.
- Socialstyrelsen. 2003. *Vårdnad, bodende och umgänge. Stöd för rättstillämpning och handläggning inom socialtjänstens familjerätt*.
- SOU (=Statens Offentliga Utredningar) 2005:43. *Vårdnad, boende, umgänge. Barnets bästa, föräldrars ansvar*. Del A och B. Justitiedepartementet. Stockholm: Fritzes.
- Takahashi, Mieko. 2003. *Gender dimensions in family life – A comparative study of structural constraints and power in Sweden and Japan*. Stockholm Studies in

Sociology. N.S. 15. Stockholm: Department of Sociology, Stockholm University.

厚生省. 1998. 『厚生白書』.

高橋美恵子. 1999. 「第4章 スウェーデン」, 財団法人家計経済研究所『ワンペアレント・ファミリー (離別母子世帯) に関する6カ国調査』, 167-186. 東京: 大蔵省印刷局.

——. 2004. 「第4章 ローンマザー・ファミリー — 離別後のライフスタイル」, 善積京子編『スウェーデンの家族とパートナー関係』, 97-115. 東京: 青木書店.

——. 2005. 「第5章1 ワンペアレント・ファミリー」, 内閣府経済総合研究所・財団法人家計経済研究所『スウェーデンの家族生活 — 子育てと仕事の両立』, 97-104, 107-112. 東京: 国立印刷局.

横堀昌子. 2004. 「第4章 日本の子どもの福祉とその理念」, 須永進編『子どもの福祉 — 最善の利益のために』, 59-76. 東京: 八千代出版.

インターネット上の資料

Barnombudsmannen. 2005. *Barnets bästa. Barnombudsmannens synpunkter på frågor om vårdnad, boende och umgänge.*

http://www.bo.se/files/publikationer,%20pdf/barnets_basta2005.pdf

Lagutskottets betänkande. 2005/06:LU27.

<http://www.riksdagen.se/Webbnav/index.aspx?nid=3322&rm=2005/06&bet=LU27>

Prop. 2005/06:99. *Nya vårdnasregler* (Regeringens proposition).

<http://www.regeringen.se/content/1/c6/06/01/64/5601d209.pdf>

SCB. 2005A. *Barn och deras familjer 2004.*

http://www.scb.se/statistik/_publikationer/LE0102_2004A01_BR_BE51ST0502.pdf

SCB. 2005B. *Barns villkor. Levnadsförhållanden Rapport 110.*

http://www.scb.se/statistik/_publikationer/LE0101_2002I04_BR_LE110SA0501.pdf

SFS 2006:458 (Svensk författningssamling).

<http://62.95.69.3/SFSdoc/06/060458.PDF>

Socialstyrelsen. 2005. Dnr 60-5992/2005. *Socialstyrelsens yttrande över betänkandet Barnets bästa, föräldrars ansvar (SOU 2005:43).* Socialtjänstavdelningen, Individ- och Familjeenheten.

Socialstyrelsen. 2006A. *Handläggning och dokumentation inom socialtjänsten.*

<http://www.socialstyrelsen.se/NR/rdonlyres/FA960EE7-0EB7-4893-8D60-762BE4D201E5/5341/20061014.pdf>

Socialstyrelsen. 2006B. *Meddelandeblad. Nya vårdnadsregler*. Juni 2006.

<http://www.socialstyrelsen.se/NR/rdonlyres/903827D7-82B5-4A90-8846-6113694BF37A/5764/200617.pdf>

日本ユニセフ協会. <http://www.unicef.or.jp/kenri/syouyaku.htm>